入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年12月20日
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
財務部長　和泉　圭紀

◎調達機関番号　804　◎所在地番号　12

○第38号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　78
⑵　購入等件名及び数量　核燃料物質関連施設建屋管理業務　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
⑵　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第11条第１項の規定に該当しない者であること。
⑶　令和３年度に国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有している者であること。
なお、当該競争参加資格については、令和３年３月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑷　調達特定役務に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒263―8555　千葉市稲毛区穴川４－９－１
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　財務部　契約課　電話043―206―3015
E-mail：nyuusatsu_qst@qst.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から入札書受領期限の前日17：00までの間において上記３⑴の交付場所にて交付する。また、電子メールでの交付を希望する者は必要事項（調達番号、件名、住所、社名、担当者所属及び氏名、電話番号）を記入し３⑴のアドレスに申し込むこと。ただし、交付は土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）を除く平日に行う。
⑶　入札説明会の日時及び場所　開催しない。
⑷　入札書の受領期限　令和４年２月９日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和４年２月24日11時00分　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　本部（千葉地区）　会議室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類及び本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると契約責任者が判断した入札者であって、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が作成した予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、契約責任者が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件が定められている場合は、十分理解した上で応札すること。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : IZUMI Yoshinori, Director of Department of Financial Affairs, National Institutes for Quantum Science and Technology.
⑵　Classification of the services to be required : 78
⑶　Nature and quantity of the services to be re-quired : Maintenance work at nuclear fuel material related facilities 1 set
⑷　Fulfillment period : As shown in the tender Documentation
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender Documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 10 of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum Science and Technology, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　not come under Article 11 ⑴ of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum Science and Technology,
C　have qualification for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency during fiscal 2021
D　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service for the procured services,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by National Institutes for Quantum Science and Technology.
⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM, 9, February, 2022
⑻　Contact point for the notice : Contract Section, National Institutes for Quantum Science and Technology, 4―9―1 Anagawa, Inage-ku, Chiba-shi 263―8555 JAPAN (TEL. 043―206―3015, E-mail : nyuusatsu_qst@qst.go.jp)
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年12月20日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役　理事長　芦立　　訓

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　ウェアラブル呼吸代謝計測システムの購入　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　令和４年３月22日
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第２条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないものであり、「誓約書」に誓約できる者であること。